

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡 和弘 殿

令和2年10月7日

山形県山形市桧町2丁目8番地
株式会社 中央塗装
代表取締役 中村正樹
電話 023-684-1611
FAX 023-684-1617



回 答 書

秋冷の候、貴団体ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年10月1日付で照会のございました事項について以下の通り、回答いたします。

照会事項1

貴社の訪問販売の勧誘は、過去に契約等があり顧客名簿に登録されている方を対象に行って
いるのでしょうか。それとも、過去の取引の有無にかかわらず、新規の勧誘をすることもある
のでしょうか。

《回答1》

過去の取引の有無にかかわらず、新規の勧誘も行いますが、顧客数が全売上の80%以上で、
その他、訪問した際に近隣住宅に新規勧誘をおこなうこともあります。

また、弊社顧客の紹介や広告での見積り依頼を受け営業活動を行っております。

照会事項2

貴社の訪問販売にあたっては、事前に消費者に対して、どのような事項を告知しております
か。その際、勧誘を継続してよいかの意向を確認しておりますか。

《回答2》

営業担当者の名刺を消費者へ渡し、会社説明及び塗装内容の説明を行っています。

何年も前に各担当者へ指導したが、尚、改めて徹底して指導及び、勉強会を行います。

照会事項 3

勧誘員に対して、顧客が勧誘を望まなかったり、契約を拒否した場合には、それ以上の勧誘はしない等の指導等はなされているのでしょうか。

≪回答 3≫

顧客が勧誘、契約を望まない場合は、それ以上の営業活動は行っておりません。

再度、徹底するよう全社員に指導行います。

照会事項 4

訪問販売により契約締結に至った方に対しては、特定商取引法第4条、同第5条所定の事項を記載した書面を交付していますか。している場合には、そのひな形（サンプル）をご提供いただきますようお願いいたします。

≪回答 4≫

塗装工事内容 支払承認書の写しを添付いたしますので、ご指導、ご鞭撻の程、お願い申し上げます。

照会事項 5

貴社が契約の相手方に交付する書面には、契約後の解約の場合には「契約金の30%を違約金として受けます」との記載があります。契約後の違約金の割合を契約額の30%という数値にしているのはどのような根拠によるものでしょうか。

≪回答 5≫

現代表者 中村が修業時代に勤めていた会社のひな形を独立したときに、そのまま同文書として使用しております。

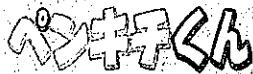
また、顧客による悪質ないたずら契約が多かったこともあり記載しております。一度も違約金、延滞利息を顧客から受け取ったことはございません。

照会事項 6

このような契約締結後の経過等に関わらない一律の定めは、消費者契約法第9条第1号の「平均的な損害」を超える場合もあるのではないかとの疑問がありますが、同規定との適合性については、どのようにお考えでしょうか。

≪回答 6≫

当方の解釈能力不足が多々あるため、ご指導、ご鞭撻の程、お願い申し上げます。



塗装工事内訳 支払承認書

(お客様控)



一般建築塗装・各種吹付・屋根塗装工事請負

株式会社 中央塗装工業

本社 990-0813 山形県山形市桜町二丁目8番20号

☎ 023-684-1611代 FAX 684-1617

ヤッパシ イロイイ ヤッパシ イロイイ

営業所名

年 月 日 令和 年 月 日 時 分

営業員氏名

お客様住所

 -

フリガナ

氏名

(生年月日) 年 月 日 生既婚 家族数(名) 未婚

電話番号()

番

職業名 法人 農業 公務員 自営業 会社員(勤務先) 無職

塗装科目 屋根塗装 建築塗装 外壁 他

塗装箇所 舟屋 蔵 小屋 倉庫 他

トタン吹種類 横長 立長 切吹 瓦吹10%増 他

塗装面積 100m²

塗装色名

使用塗料

お客様との間柄

お客様立合人

塗装箇所配置図及略図

備考

工事金額(万円)

ケレジ A B C

下塗り プライマー

足場架設代金

仕上塗り代金

水洗い 他

クレジット 消費税 %

工事請負金額合計

円

※工事予定日 希望工事日 春季 夏季 秋季 冬季 令和 年 月 日 年 月 日 備考

※溶剤、希釈率、塗付量等は各塗料メーカーの施工仕様規定によります。

※ご契約有難う御座いました。早速準備にかかりますので、もしも解約される場合は契約日後8日以内に御連絡下さい。以後になりますと契約金の30%を違約金として申し受けます。

※この契約書に定めてない事項又は紛争を生じた時は、建設業法に定める建設工事紛争審査に対し、当事者双方又は一方から斡旋・調停又は仲裁を申請する。

※以上この契約の証として本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ各1通を保有する。

支払内訳 現金、小切手、手形(銀行本支店名) 期日

正当な理由なくお支払期日後に支払われた場合、年30%の割合で計算した延滞利息を申し受けます。

支払承認 銀行 借用金庫 銀行 借用金庫

支払金額 金額(万円) 銀行名 銀行名

支払金額 金額(万円) 銀行名 銀行